

の連絡調整

- ⑥ (略)
- ⑦ (略)

2. 主な連携事項

(1) 児童家庭支援センター指導

ア 児童相談所長は、施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされる子ども及び家庭であって、法26条第1項第2号、第27条第1項第2号による指導が必要と認められ、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるものについては児童家庭支援センター指導措置を積極的に行う。

なお、本措置は、法第27条第1項第3号の措置により、児童福祉施設に入所した子どもの保護者に対し指導の措置が必要な場合にも行うこととする。

イ～オ (略)

(2) その他の連携

ア (略)

イ 児童相談所は、児童家庭支援センターと、市町村、福祉事務所、要保護児童対策地域協議会、教育委員会、学校、保健所、母子相談員、婦人相談員、児童委員等、他の関係機関との仲介、調整を図る等、児童家庭支援センターの円滑な業務の遂行に向け支援、協力に努める。

第8節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係

(略)

⑤ 要保護児童及び家庭に係る援助計画の作成

⑥ その他子ども又はその保護者等に対する必要な援助（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第88条の4）

2. 主な連携事項

(1) 児童家庭支援センター指導

ア 児童相談所長は、法26条第1項第2号、第27条第1項第2号による指導が必要と認める事例で、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるものについては児童家庭支援センター指導措置を積極的に行う。

なお、本措置は、法第27条第1項第3号の措置により、児童福祉施設に入所した子どもの保護者に対し指導の措置が必要な場合にも行うこととする。

イ 児童家庭支援センターに指導を委託する場合は、子どもや護者等に対しその旨十分説明し、了解を得ることを原則とする。

ウ この場合、委託の趣旨、委託後の指導のあり方等について児童家庭支援センターと十分な協議を行うとともに、児童家庭支援センターが的確な援助計画を作成できるよう助言を行うなど、指導の一貫性・的確性が確保できるよう努める。

エ 児童相談所は、指導を委託した事例について、児童家庭支援センターの指導状況を常時把握するよう努めるとともに、必要な指示、指導、援助等を行う。また、必要に応じ児童家庭支援センター職員を含めた事例検討会議を開催する。

オ 児童相談所は、必要に応じ児童家庭支援センター指導と児童福祉司指導を併せて行う等、両者の密接な連携を図るとともに、柔軟な対応を図る。この場合、両者の役割分担を明確にしておく。

(2) その他の連携

ア 児童相談所は、児童家庭支援センターに対する技術的支援に努める。

イ 児童相談所は、児童家庭支援センターと、市町村、福祉事務所、教育委員会、学校、保健所、母子相談員、婦人相談員、児童委員等、他の関係機関との仲介、調整を図る等、児童家庭支援センターの円滑な業務の遂行に向け支援、協力に努める。

第8節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係

1. 知的障害者更生相談所との関係

(1) 知的障害者更生相談所の業務は、知的障害者に関する問題について家

庭その他からの相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにそれに基づいて必要な指導を行うことである。

- (2) 療育手帳の判定等知的障害を有する者の判定については原則として18歳を境として判定機関が異なるので、児童相談所で判定後知的障害者更生相談所で判定することとなる場合等には、その求めに応じて児童相談所から資料を送付する等、緊密な連携を図る。
- (3) 重度知的障害児収容棟の対象知的障害者の判定に当たっては、知的障害者更生相談所と十分に連携を図る。
- (4) 重症心身障害者の判定については、児童相談所が知的障害者更生相談所の協力を得て行う。
- (5) 児童相談所が18歳以上の知的障害者、重症心身障害者の措置を解除する場合には、解除後の援助について知的障害者更生相談所と十分協議する。

2. 身体障害者更生相談所との関係

- (1) 身体障害者更生相談所の業務は、身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行い、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びに必要に応じて補装具の処方及び適合判定を行うことである。
- (2) 身体に障害を有する者の援助については原則として18歳を境として判定機関が異なるので、児童相談所で判定後身体障害者更生相談所で判定することとなる場合には、その求めに応じて児童相談所から資料を送付する等、緊密な連携を図る。
- (3) 重症心身障害者、肢体不自由児施設重度棟の対象児、盲重度児、ろうあ重度児（18歳を超えて入所している者を含む。）の判定については、児童相談所が必要に応じ身体障害者更生相談所の協力を得て行う。
- (4) 児童相談所が18歳以上の身体障害者の措置を解除する場合には、解除後の援助について身体障害者更生相談所と十分協議する。

3. 発達障害者支援センターとの関係

- (1) 発達障害者支援センターは以下の業務を行う。
 - ① 発達障害者の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行う
 - ② 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行う
 - ③ 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（④において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行う。
 - ④ 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行う。
 - ⑤ ①から④までの業務に附帯する業務を行う

第9節 児童福祉施設等又は里親等との関係

1. 基本的事項

- (1) 児童福祉施設等又は里親等に対する措置は児童相談所の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、児童福祉施設等又は里親等と十分に連携を図る。また、措置中も、児童福祉施設等又は里親等と十分連携を図りつつ、子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な指導・援助を行う。
- (2) 児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数ヶ月間は、児童相談所の策定した援助指針を自立支援計画として活用し支援することも差し支えない。
- (3) 里親等へ措置された子どもの自立支援計画については、児童相談所が策定する。自立支援計画は、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。
- (4) 児童福祉施設等又は里親等に対する措置に係る子どもに関し、援助指針又は自立支援計画を策定する際には、児童福祉施設等又は里親等と十分な協議を行うこと。
- (5) 個々の措置を的確に行うためには、児童福祉施設等又は里親等の状況を十分把握しておく必要があるため、施設長、指定医療機関の長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。
- (6) 措置した子どもの経過を把握するため、児童福祉施設等又は里親等から子どもの養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分に図る。
- (7) 児童相談所は、措置を行う場合及び措置の解除、停止、変更、在所期間の延長を行う場合のほか退所後の援助方法等についても児童福祉施設等又は里親等と連携を図る。
- (8) 児童福祉施設等に入所している又は里親等に委託されている子どもの保護者等の状況を把握する際には各施設等の協力を得る。
- (9) (略)

- (2) 児童相談所は、発達障害児に係る相談についても、必要に応じ、対応すべきものであるが、発達障害者（児）への専門的な相談援助、支援等は、発達障害者支援センターが担うことから、必要に応じて、児童相談所から同センターを紹介するなど同センターと適切な連携を図りつつ、発達障害児に対する相談援助に当たる必要がある。
- (3) また、児童福祉施設への措置や一時保護の権限は都道府県や児童相談所長にあることから、発達障害児やその家族への支援において、児童福祉施設への入所措置や一時保護が必要であると判断されるような場合については、児童相談所が中心となって対応することとなる。

第9節 児童福祉施設、里親等との関係

1. 基本的事項

- (1) 児童福祉施設、里親等に対する措置は児童相談所の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、児童福祉施設、里親等と十分に連携を図る。また、措置中も、児童福祉施設、里親等と十分連携を図りつつ、子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な指導・援助を行う。
- (2) 児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数ヶ月間は、児童相談所の策定した援助指針を自立支援計画として活用し支援することも差し支えない。
- (3) 里親へ措置された子どもの自立支援計画については、児童相談所が策定する。自立支援計画は、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。
- (4) 児童福祉施設又は里親に対する措置に係る子どもに関し、援助指針又は自立支援計画を策定する際には、児童福祉施設又は里親と十分な協議を行うこと。
- (5) 個々の措置を的確に行うためには、児童福祉施設、里親等の状況を十分把握しておく必要があるため、施設長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。
- (6) 措置した子どもの経過を把握するため、児童福祉施設、里親等から子どもの養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分に図る。
- (7) 児童相談所は、措置を行う場合及び措置の解除、停止、変更、在所期間の延長を行う場合のほか退所後の援助方法等についても児童福祉施設、里親等と連携を図る。
- (8) 児童福祉施設等に入所している子どもの保護者等の状況を把握する際には各施設の協力を得る。
- (9) 児童福祉施設が退所した子どもに対し相談その他の援助を行うに当たっては、児童相談所はその状況について報告を求め、援助方針会議等で

2. 個別的事項

(1)～(6) (略)

(7) 児童相談所は、現に子どもを委託している里親及び子どもを委託していない里親を対象とする子どもの養育方法等に関する研修会の実施に協力する。なお、これについては平成20年4月1日雇児発第0401001号「里親支援機関事業の実施について」による。

(8) (略)

(9) 児童相談所は、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親等に委託措置された子どもで、必要と認められるものについて、指導及び一時保護の実施を検討するとともに、さらに必要な場合には法第27条第7項の規定に基づく児童自立生活援助事業の対象とすることや再度施設入所措置を採ることについても検討する。

(10)～(13) (略)

検討し必要な助言指導等を行う。

2. 個別的事項

(1) 乳児院に対しては、保護者が出産、傷病、病気看護等緊急の事情又は出張等の勤務上の都合等特別の事情により保護者の下で養育できない子どもについて、1か月未満の短期の措置を行うことができる。この場合には、特に迅速に対応する。なお、これについては平成13年3月29日雇児発178号「ベビーホテル問題への積極的な取組について」による。

(2) 児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設等に入所している子どもは援助に困難を伴うことが多いので、定例的に連絡協議会を開催する等、特に緊密な連携を図る。

(3) 児童自立支援施設に入所している子どもの高等学校進学等進路指導及び自立支援計画の策定に当たっては、児童自立支援施設の長と十分協議し、適切な援助を行う。なお、これについては、平成元年4月10日雇児発第265号の7「教護院入所児童の高等学校進学の取扱いについて」等による。

(4) 医学的治療等が必要な障害児の判定、援助に当たっては、児童相談所は、必要に応じ肢体不自由児施設等の協力を求めることが適当である。

(5) 知的障害児施設、肢体不自由児施設等の有する機能を広く在宅の障害児(者)のためにも活用し、施設を地域社会に開かれたものとしていくため障害児(者)地域療育等支援事業が実施されているが、児童相談所は、これを実施する施設と連携を図り、事業が円滑に実施されるよう努める。

(6) 児童相談所は、児童福祉施設の長に、当該施設に里親委託等を行うことが適当な子どもがいた場合には連絡するよう求める。

(7) 児童相談所は、現に子どもを委託している里親及び子どもを委託していない里親を対象とする子どもの養育方法等に関する研修会の実施に協力する。なお、これについては平成14年9月5日雇児発第0905005号「里親支援事業の実施について」による。

(8) 児童相談所は、里親会と十分な連携を図り、里親制度の充実に努める。

(9) 児童相談所は、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親に委託措置された子どもで、必要と認められるものについて、指導及び一時保護の実施を検討するとともに、さらに必要な場合には法第27条第7項の規定に基づく児童自立生活援助事業の対象とすることや再度施設入所措置を採ることについても検討する。

(10) 知的障害児施設等に入所している子どもの措置を解除する場合等には、その子どもの社会的自立を援助するため、知的障害者通勤寮、知的障害者地域生活援助事業等の活用も考慮する。

(11) 母子生活支援施設に入所している児童の援助についても、児童相談所は施設と十分な連携を図る。

第10節 保育所等との関係

1. 保育所との連携

(略)

第11節 家庭裁判所との関係

(12) その他児童館等が実施する事業についても必要に応じ協力する。

(13) 保育所との関係については、本節のほか、次節による。

第10節 保育所等との関係

1. 保育所との連携

(1) 保育所では、登園時や保育活動中などあらゆる機会に児童虐待の早期発見が可能であることから、児童相談所は日頃から保育所との連携を密にし、要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）の通告が早期に図られるよう体制を整えておく。

(2) 保育所から通告又は相談を受けた場合は、児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明を行うとともに、児童相談所、保育所それぞれの役割分担を明確にする。特に、保育所を通じて保護者や子ども等に児童相談所への相談を勧める場合は、あらかじめ保育所が保護者や子ども等に児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明し、同意を得るよう保育所の協力を求める。また、保育所が児童相談所に通告する際には、併せて市町村にも連絡するよう指導する。

(3) 保育所に入所している子どもに、虐待などが疑われる状況がある場合には、児童相談所は、保育所に対して必要な助言・指導を行い、保育所と連携してその子どもの援助に当たる。また、併せて保護者への援助も行い、その際には、保育所と協力して育児負担の軽減など保護者の子育てを支援する姿勢で接するとともに、保護者が当該行為に至った心理的社会的背景の理解にも努める。

(4) 児童虐待防止法第13条の2により、市町村は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならないこととされている。このため、児童相談所長は、要保護児童の通告を受け、保育の実施が適当と認めてその子どもの保育の実施に係る市町村の長に通知する措置を採る際には、その旨を伝えることとする。また、通知した場合には、その後も保育所と連携してその子どもの状況の把握に努めるものとする。

(5) 認可外保育施設から通告又は相談を受けた場合においても、児童相談所は保育所からの通告又は相談と同様に対応し、当該施設と連携して子ども及び保護者の援助を行う。

(6) 児童相談所は、児童福祉主管部局等を通じて、ベビーホテルにおいて長期滞在児がいることを把握した場合には、市町村や福祉事務所等と協力して、その子ども保護者から長期間ベビーホテルに預けている事情等家庭の状況について調査する。なお、ベビーホテル問題への対応については、平成13年3月29日雇児発第178号「ベビーホテル問題への積極的な取組について」を参照のこと。

第11節 家庭裁判所との関係

1. 家庭裁判所の位置付け
(略)

2. 児童相談所に送致される事例

(1) 次の場合には、家庭裁判所から児童相談所に送致される。

ア (略)

イ 法第27条の3、少年法第6条の7第2項により家庭裁判所に送致した子どもについて、強制的措置が許可された場合は、期限、方法その他の措置が指示されて、事件が家庭裁判所から児童相談所長に送致される。(少年法第18条第2項)

ウ (略)

(2)～(7) (略)

1. 家庭裁判所の位置付け

(1) 家庭裁判所は、裁判所法(昭和22年法律第59号)第31条の3の規定により、次に掲げる権限を有する。

- ① 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判(家事審判)及び調停
- ② 少年法で定める少年の保護事件の審判(少年審判)
- ③ 少年法第37条第1項に掲げる罪に係る訴訟(少年の福祉を害する成人の刑事事件)の第1審の裁判
- ④ その他、他の法律で家庭裁判所の権限とされたもの(戸籍や親権の関係等)

(2) 児童福祉法において、家庭裁判所は、法第27条第1項第4号又は27条の3により送致を受けた場合、法第28条等子どもや保護者等の意に反して援助を行う必要があるとして承認を求められた場合、法第33条の6等により子どもの親権者の親権喪失宣告等を行って保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。

2. 児童相談所に送致される事例

(1) 次の場合には、家庭裁判所から児童相談所に送致される。

ア 家庭裁判所が調査、審判した結果、児童福祉法の規定による措置を適当と認めるときは、家庭裁判所の決定によって事件が都道府県知事又は児童相談所長に送致される。(少年法第18条第1項)

イ 法第27条の3、少年法第6条第3項により家庭裁判所に送致した子どもについて、強制的措置が許可された場合は、期限、方法その他の措置が指示されて、事件が家庭裁判所から児童相談所長に送致される。(少年法第18条第2項)

ウ 家庭裁判所が保護処分として子どもを児童自立支援施設又は児童養護施設に送致した場合、現実の取扱としては、子どもが児童相談所に送致される。(少年法第24条第1項第2号、少年審判規則第37条第2項)

(2) (1)のウの送致の場合は、決定の通知とともに、家庭裁判所の調査記録等の参考書類が送付される(少年審判規則第37条の2第1項)が、(1)のア及びイの送致の場合は、原則的に事件記録のみが送付されるので、児童相談所は、この場合にも調査記録等必要な書類を添付してもらうよう調整しておく等十分連携を図る。

(3) 児童相談所は、家庭裁判所から(1)のアの送致を受けた場合には、受理会議において検討し、他の事例と同様の相談援助活動を行い、その結果を家庭裁判所に通知する。

(4) 児童相談所は、家庭裁判所から(1)のイの送致を受けた場合には、家庭裁判所の指示の範囲内で必要最少限度において強制的措置をとる。

(5) 児童相談所は、家庭裁判所から(1)のウの送致を受けた場合は、その決定に従って児童自立支援施設又は児童養護施設への入所措置を採らな

3. 調査嘱託を受けた事例について
(略)

4. その他
(略)

第12節 弁護士、弁護士会との関係
(略)

なければならない。この場合、第27条第4項及び同条第6項の規定は適用されないが、これは、保護処分決定に当たり、司法判断としての手続きが保障されていることを理由とするものである。このため、(1)のウの送致に基づき児童福祉施設に入所の措置を採った場合については、入所後に親権者等が子どもの引取りを主張した場合には、これを拒否できる。

ただし、当該措置は児童福祉法に基づき行われるものであり、措置中の子どもの援助方針並びに措置解除及び措置変更の決定等は、児童福祉の観点から適切に行うとともに、措置後には家庭環境の調整等も必要となることから、措置を行う際にはもちろん、措置後においても、親権者等の理解を得るよう努力する等、子どもの適切な援助の確保を図る。

- (6) 児童相談所は、家庭裁判所の決定に従い、児童自立支援施設や児童養護施設に入所の措置をとったときは、その結果を家庭裁判所に通知する。
- (7) 家庭裁判所から(1)のイ及びウの送致を受けて児童自立支援施設等に入所措置を行った子どもについて、措置の変更、解除を行ったときは家庭裁判所に報告する。

3. 調査嘱託を受けた事例について

家庭裁判所から家事審判規則第8条に基づき、特別養子縁組等に関する調査嘱託を受けた場合及び少年法第16条に基づく援助・協力依頼を受けた場合には、児童福祉の観点から協力する。

4. その他

- (1) 援助方針会議等の結果、家庭裁判所に送致等を行うことが適当と認められる場合はこれを行う。
- (2) 児童相談所は、家庭裁判所と定期的に連絡会議を行う等常に十分な連携を図る。また、その他児童相談所の業務に関し必要な協力を求める。
- (3) 家庭裁判所に対する家事審判の申立てについては、第4章第8節を参照のこと。

第12節 弁護士、弁護士会との関係

- (1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成19年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。
- (2) このため、児童相談所は、必要に応じて弁護士や弁護士会と連携を図りつつ、必要となる法的対応について、適切に対応していくことが必要である。
- (3) 具体的な連携としては、個別のケースで問題となる法的問題に対する助言や、法第28条の申立ての代理人等を要請することが考えられる。

第13節 学校、教育委員会との関係

1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係

(1)～(4) (略)

(5) 障害児等については、児童相談所は、地域の特別支援学校又は小学校、中学校等と十分連携を図り、一貫した援助が行われる体制を整えておく。

2. 教育委員会との関係 (略)

第13節 学校、教育委員会との関係

1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係

- (1) 児童相談所は日頃から学校との連携を密にし、要保護児童（虐待を受けたと思われる子どもを含む。）の通告が早期に図られるよう体制を整えておく。また、援助に当たっても、学校との連携を十分図る。
- (2) 学校から通告又は相談を受けた場合は、児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明を行うとともに、児童相談所、学校それぞれの役割分担を明確にする。特に、学校を通じて保護者や子ども等に児童相談所への相談を勧める場合は、あらかじめ学校が保護者や子ども等に児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明し、同意を得るよう学校の協力を求める。
- (3) 相談援助活動の一環として担当者が学校を直接訪問する場合は、原則としてその趣旨等を子どもや保護者等に説明し同意を得た上で、学校長、教頭、担当教師、生徒指導主事、スクールカウンセラー等と面接する。相談援助活動を行うに当たっては、児童相談所と学校それぞれの役割分担を明確にするとともに、担当教師等の協力を求める。
- (4) 非行、不登校等の行動を有する子どもについては、児童相談所は、学校との会議等を行い、一貫した援助を行う体制を整えておく。特に不登校の子どもについては、学校として組織的に対応し、その子どもの家庭等における状況の把握に努めるとともに、学校関係者のみでは、その子どもの状況把握が困難である場合には、児童相談所等の関係機関等の協力を得て状況把握に努めることとされているところであり、十分に連携を図りつつ対応する。
- (5) 障害児等については、児童相談所は、地域の盲学校・聾学校、養護学校又は小学校、中学校等と十分連携を図り、一貫した援助が行われる体制を整えておく。

2. 教育委員会との関係

- (1) 児童相談所は学校のほか各教育委員会と協力して、巡回相談等を行う等連携を図る。
- (2) 法第27条第1項第3号の措置に伴い転校が必要となる子どもの手続きについては、できるだけ速やかに行えるよう協力を求める。
また、学齢児童の入所措置に当たって児童相談所は、教育委員会と密接に連携をとり、その子どもが適切な教育を受けられるようにする。
- (3) 児童相談所は、子どもの適切な就学指導等を行うために設置される就学指導委員会と十分な連携を図り、児童福祉の観点から助言等を行う。
また、資料の提出等を求められた場合において、児童福祉の観点から必要と認められるときには、子どもや保護者等の同意を得て行う。
- (4) 児童相談所は、教育委員会が行う教育相談に必要な応じ協力する等十分な連携を図る。

第14節 警察との関係 (略)

第14節 警察との関係

1. 警察の位置付け

- (1) 警察は個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防等に関する業務を行うとともに、少年補導、非行防止活動等を行っている。
- (2) 児童相談所は、次に掲げる事項について警察と関係を有する。
 - ① 触法少年の送致（法第26条）、触法少年及びぐ犯少年の通告（法第25条）
 - ② 棄児、迷子、虐待を受けた子どもその他警察署で発見した要保護児童の通告（法第25条）
 - ③ 一時保護に関する事項
 - ④ 虐待を受けた子どもの調査、保護等に関する事項
 - ⑤ 少年補導、非行防止活動等
 - ⑥ その他

2. 児童相談所へ通告される事例

- (1) 触法少年及びぐ犯少年の通告は法第25条に基づき原則として児童相談所に対し、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第22条第1項第2号並びに第33条第1項第2号及び第3号の規定に基づき警察庁長官が定める様式の児童通告書の文書により行われる。
- (2) 棄児、迷子、虐待を受けた子ども等の通告は、通知書等の文書により行われるよう事前に警察と調整しておく。
- (3) 法第25条は、一時保護の要否に応じて通告先を異ならせておらず、また警察に一時保護の要否を判断する権限はないことから、警察は、一時保護の要否その他の事情にかかわらず、市町村、福祉事務所及び児童相談所のいずれの機関に対しても通告を行うことができる。

ただし、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと警察が判断した場合には、一般的には、市町村や福祉事務所ではなく、児童相談所に直接通告することとなる。

なお、市町村、福祉事務所及び児童相談所は、警察からの要保護児童の通告について、身柄付であるか否かを問わず、その受理を拒否することはできない。このため、市町村又は福祉事務所は、警察からの通告を受けた場合において、その子どもについて一時保護が必要であると判断するときは、通告を受理した上で児童相談所に送致することとなる。また、児童相談所が市町村等が対応することが適当と判断する場合は、通告を受理した上で、市町村等と連携を図りつつ対応することとする。

- (4) 通告の際に身柄を伴う場合については、あらかじめ十分協議する。
- (5) 児童相談所は通告を受けた場合には、受理会議で検討し、迅速かつ的確に相談援助活動を行う。また、援助の結果を当該警察に通知する。なお、援助方針についても必要に応じて通知するものとする。

3. 児童相談所へ送致される事例

- (1) 平成19年の少年法改正により、警察官は、触法少年に係る事件について調査を行った結果、一定重大事件に係る触法少年と見料し、又は当該少年につき家庭裁判所の審判に付すことが適当と見料する場合には、当該事件を児童相談所長に送致しなければならない旨等が規定された。また、警察の調査により作成された書類については、警察官から児童相談所長への送致の際にあわせて送付されることとされた。その後、児童相談所長等が家庭裁判所送致の措置をとったときは、児童相談所等の作成書類と共に、警察の作成書類も家庭裁判所に送付することとされている。
- (2) 警察官から事件が送致された場合を除き、警察官が児童福祉法第25条の規定により児童相談所に通告するときは、あわせて同法の措置をとるのに参考となる警察の調査の概要及び結果を通知することとされた。

4. 委託一時保護

- (1) 一時保護の必要な子どもを警察官が発見し又は市民から警察が引き継いだ場合で、児童相談所が遠隔地にある又は夜間にわたるなどのため、児童相談所が直ちに引き取ることができないときなどにおいては、児童相談所は警察署に委託一時保護を行うことができる。
- (2) 警察署における一時保護は原則として24時間を超えることができない。交通その他真にやむを得ない事情がある場合には、この時間を延長することができるが、この場合においても、できる限り早期に一時保護所において保護するよう努める。

5. 少年補導、非行防止活動等

- (1) 児童相談所は、警察から要請があった場合、児童福祉の観点から必要に応じ少年補導、非行防止活動に協力する。具体的協力方法としては、少年サポートセンターの運営について協力すること等が考えられる。
- (2) 児童相談所は警察の行うヤング・テレホン等の相談事業について、必要な助言等を行う。
- (3) 児童相談所において調査の対象とされている子どもについて、警察官による事情聴取を行う場合には、必要に応じ、児童福祉司が立ち会うなど、個々の子どもの成長・発達状況に十分留意し、子どもに不適切な負担をかけないように配慮すること。

6. 虐待事例等における連携

(1) 連携体制

子どもの保護に向けて、児童相談所と警察署、都道府県児童福祉担当部局と都道府県警察本部のそれぞれにおいて連携体制を整備し、相互に情報を交換し、衆知を集めた対応が行えるようにする。

(2) 要保護児童の通告

警察から通告される虐待事例等は、一般に保護の緊急性が高い場合が多いので、即日緊急の受理会議を開催する等、特に迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 立入調査、臨検又は捜索等における連携

立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

(4) 一時保護における連携

① 現に保護者等が子どもに著しい身体的暴力を加えている場合など、子どもの保護の緊急性や保護者の違法行為の蓋然性の程度から判断して警察官の援助が必要であると認められる場合には、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助を求めなければならない。これに基づく連携による子どもの迅速な保護に努める。

② 一時保護中の子どもについて保護者等の強引な引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対して、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る。

(5) 法第28条による家庭裁判所の承認に基づく児童福祉施設入所措置等について、保護者等の強引な引取りが予想される場合には、必要に応じ、子ども又は担当者等に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、施設の住所地を管轄する警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼し、これに基づく連携を図る等、児童福祉施設に対する協力を行う。

(6) 再被害を防ぐために、一時保護や児童福祉施設入所措置された子どもや保護者の状況についても警察との綿密な情報交換がなされるよう連携を強化する。

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、臨検又は捜索、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待の一種であるとされた趣旨も踏まえ、その子どもが面前で配偶者に対する暴力が行われる等により有害な影響を受けていないか等についても、児童福祉の専門的知見を活用して検討し、適切に対応すべきである。

7. その他

- (1) 子どもの一時保護所、施設等への移送については、必要に応じて警察の協力が得られるよう、事前に十分協議しておく。
- (2) 児童相談所は警察と定期的に連絡会議を行う等日頃から、情報の共有や意見交換の機会を持ち常に十分な連携を図る。

第15節 医療機関との関係 (略)

第15節 医療機関との関係

- (1) 子どもの相談援助活動を行うに当たって専門的医学的な判断や治療を必要とする場合には、児童相談所は医療機関への紹介、あっせんを行う。このような業務を円滑に進めることができるよう、地域の医師会、医療機関との協力、連携体制の充実を図ることが必要である。
- (2) 地域の医療機関に対し、要保護児童を発見した場合の通告窓口を周知するなどにより、児童虐待の問題を医療機関が発見した場合には、速やかに児童相談所へ通告されるよう体制を整えておくとともに、子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者等の治療が適切かつ円滑に行われるよう体制整備に努める。
- (3) 障害児や病児等長期的な療育や福祉的援助が必要な子どもを医療機関が把握した場合には、保護者に児童相談所への相談を勧めもらうよう体制を整えておく。

第16節 婦人相談所との関係 (略)

第16節 婦人相談所との関係

- (1) 婦人相談所は保護を要する女子に関する種々の問題について、相談、調査、判定、指導を行い、必要に応じ一時保護を行う行政機関である。また、婦人相談所は、次節の配偶者暴力相談支援センターにも指定されており、近年は、配偶者からの暴力被害者に対する支援においても重要な役割を果たしている。
- (2) 性非行を伴う女子の子どもの事例については、児童相談所と婦人相談所の業務が重なる場合もあるので、十分協議し最善の援助が行われるよう努める。なお、配偶者からの暴力の被害者の同伴児童の保護については、次節を参照。

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係
(略)

(3) 子どものいる女子を婦人相談所が一時保護した場合であって、母子の分離を行うことが不適當な場合には、婦人相談所と十分協議する。

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

- ① 相談への対応、他の相談機関の紹介
- ② 医学的又は心理学的な指導その他の指導
- ③ 被害者及びその同伴家族の一時保護（ただし、婦人相談所のみ実施可能）
- ④ 自立して生活することを促進するための制度（就業の促進、住宅の確保、援護等）の利用等に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

(2) 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設を配偶者暴力相談支援センターに指定することとされている。実際に配偶者暴力相談支援センターに指定されている機関としては、婦人相談所のほか、福祉事務所、女性センター等がある。

また、平成16年の配偶者暴力防止法の改正により、市町村（特別区を含む。）も、当該市町村が設置する適切な施設を配偶者暴力相談支援センターに指定することができることとされたところである。

2. 配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護における連携

(1) 配偶者からの暴力の被害者が配偶者暴力相談支援センターに保護を求めた場合であって、その被害者に子どもがいる場合には、当該配偶者暴力相談支援センターとよく連携し、子どもが年長の男児であり、婦人相談所一時保護所で一時保護することがふさわしくない場合に一時保護を引き受けることはもちろん、その子どもにとって最善の援助がなされるよう児童相談所としても積極的に関与する。

(2) 特に、平成16年の児童虐待防止法の改正により、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待の一種であるとされた趣旨も踏まえ、その子どもが面前で配偶者に対する暴力が行われる等により有害な影響を受けていないか等についても、児童福祉の専門的知見を活用して検討し、適切に対応すべきである。

(3) なお、子ども又はその保護者に対応する場合、その対応によって配偶

第18節 法務局、人権擁護委員との関係
(略)

第19節 民間団体との関係
(略)

第20節 その他の機関との関係

者からの暴力の被害者が配偶者からの更なる暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるなど、配偶者からの暴力の被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、事前に必ず配偶者暴力相談支援センターと十分な協議を行うことが必要である。

第18節 法務局、人権擁護委員との関係

- (1) 法務局、市町村の区域に置かれている人権擁護委員（以下本節において「法務省の人権擁護機関」という。）は、子ども人権110番といった分野別の相談ツールを活用した子どもの人権に関する相談活動や啓発活動を行い、虐待の早期発見及び未然防止に努めている。また、人権侵犯事件の調査及び対応を通じて、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、ケースに応じた適切な被害者救済のための措置を講じるとともに、関係者に働きかけて、人権尊重に対する理解を深めさせ、子どもの人権の擁護を図っている。
- (2) 虐待ケースについては、その背景に、家庭内における様々な人間関係のトラブルや関係者の人権尊重理念に対する無理解が存在する場合が少なくなく、当該ケースを通じ、関係者間の対話促進による関係調整、関係者への人権尊重の理念の啓発を行う必要がある場合もあるので、児童相談所は、法務省の人権擁護機関と日頃から情報の共有や意見交換の機会を持つなど十分な連携を図る必要がある。また、虐待の未然防止の観点から、子どもの人権に関する一般啓発も重要であり、法務省の人権擁護機関から要請があった場合、必要に応じ啓発活動に協力するといった連携も図る必要がある。

第19節 民間団体との関係

- (1) 児童虐待防止法においては、「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」に努めなければならないとされている。
児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であることから、児童虐待防止や子育て支援のための活動を行っている民間団体との連携について、積極的に考慮する。
- (2) 具体的な連携に当たっては、当該民間団体の有する専門性などに応じ、地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る。例えば、個別のケースにおける見守り的な支援などの役割を民間団体が担うことが考えられる。
- (3) 個人情報の保護には十分な配慮が必要であるが、そのことのみを理由として、連携に消極的となるべきではない。
情報共有と守秘に関する協定を締結したり、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、個人情報の保護に配慮した具体的な連携方策を検討すべきである。

第20節 その他の機関との関係

(略)

1. 公共職業安定所

- (1) 公共職業安定所は職業紹介、職業指導等の業務を行うために設置される行政機関である。
- (2) 施設を退所した子ども等の自立を図るため、就業させる必要がある場合又は職業訓練校等に入校させる必要がある場合等には、児童相談所は公共職業安定所等と十分連携を図る。

2. 地域障害者職業センター

- (1) 障害者の職業評価、職業指導等を行うために設置される機関である。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度等の雇用対策（障害者雇用に係る税法上の優遇措置を含む。）については、知的障害者は身体障害者と同様に取り扱われることとされており、これらの施策上の知的障害者であるか否かについては、児童相談所等のほか地域障害者職業センターも判定機関とされている。なお、この判定は、特別児童扶養手当、障害者控除等の認定に係る判定でなく、また、知的障害者であることの確認は、基本的には療育手帳によって行うものであるため、判定等を依頼された場合には適切に対応する。
- (3) 地域障害者職業センターから、知能指数、身辺処理能力等に関して意見を求められた場合は、子どもや保護者等のプライバシーに十分配慮しつつ適切に対応する。

3. 精神保健福祉センター

引きこもりに対する心のケアなど、思春期精神保健福祉に関する相談等については、児童相談所は精神保健福祉センターと十分連携を図り、相談援助活動を行っていく。

4. 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の調査、総合的企画、連絡・調整等を行う団体である。
- (2) 児童相談所は、子どもに対する相談援助活動、児童福祉に関する事業を企画、実施する場合等において、必要に応じ社会福祉協議会と十分な連携を図る。

5. その他

児童相談所は、少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、児童虐待防止センター等の民間虐待防止団体、ボランティア団体等、地域にある機関及び母子家庭等日常生活支援事業等各種事業を展開している機関、団体等について十分把握し、連携を図る。

改正後	現行
<p>第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類 (略)</p>	<p>第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類 第1節 設備等</p> <p>(1) 児童相談所（一時保護所を除く。）には、所長室、事務室、相談室、会議室、待合室、ファイル室、医務室、心理検査室、心理療法室、宿直室、児童所持品保管室、用務員室、倉庫その他子どもや保護者等の相談援助等に必要な部屋が必要である。なお、各部屋の配置に当たっては、子どもや保護者等が心理的に安心できる空間作りに配慮することが望ましい。</p> <p>また、屋外には継続指導等の実施のために十分な広さの子どもの遊び場があることが適当である。</p> <p>(2) 一時保護所に必要な設備については、児童福祉施設最低基準第41条にいう児童養護施設の基準を準用するが、具体的には、事務室、面接室、児童居室、学習室、遊戯室、医務室、静養室、調理室、食堂、浴室、便所、夜間宿泊室、調理員室、用務員室、洗濯場、倉庫等が必要である。特に、虐待や非行などにより一時保護が必要な子どもについては、基本的には心理的に深い傷を受けている中・重度な状態にある子どもの場合が多く、個別的なケアが必要であり、その子どもに対して適切に対応できる静養室や個室などを設けることが必要である。また、屋外には運動遊びのできる設備を備えた十分な広さの子どもの遊び場があることが適当である。このほか、強引な引取要求を行う保護者への対応も含め、外部からの不当な侵入を防止するために必要な体制の整備に努めることが必要である。</p> <p>第2節 器具等</p> <p>(1) 児童相談所には記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えておく。</p> <p>(2) 訪問調査、巡回相談、児童移送等のために自動車を整備する。また、業務効率化のため、コンピュータ等のOA機器の設置が望ましい。</p> <p>(3) 一時保護所には生活に必要な各種調度品、子どもの心身の安定化、成長に資する器具等を整備する。</p> <p>第3節 必要書類</p> <p>(1) 児童記録票及びその他子どもに関連した書類は、それぞれの子どもごと一括してファイルに収録し「児童記録票綴」とする。また、一時保護を行った子どもについては、一時保護児童票を作成し一時保護を行った子どもの内容について必要な事項を記入し、児童記録票綴にファイルする。</p>

(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。

①～⑩ (略)

⑪ 里親等委託台帳

⑫～⑬ (略)

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

- ① 誓約書
- ② 措置決定通知書（保護者用、関係機関用）
- ③ 措置解除、停止、変更、延長決定通知書（保護者用、関係機関用）
- ④ 一時保護決定通知書（保護者用）、同解除通知書（保護者用）
- ⑤ 委託一時保護決定通知書（保護者用、関係機関用）、同解除通知書（保護者用）
- ⑥ 関係機関に対する協力依頼書
- ⑦ 家庭裁判所への送致書（法第27条第1項第4号、第27条の3）
- ⑧ 家庭裁判所、警察等通告児童の援助結果通知書
- ⑨ 警察から送致のあった児童に関する援助結果通知書
- ⑩ 家庭裁判所調査嘱託回答書
- ⑪ 同意書
- ⑫ 判定意見書、証明書
- ⑬ 1歳6か月児、3歳児精密健康診査受診票
- ⑭ 出頭要求告知書（別添1及び3）
- ⑮ 告発状（別添2）
- ⑯ 臨検・捜索許可状請求書（別添4）
- ⑰ 面会・通信制限決定通知書（別添5及び7）
- ⑱ 面会・通信制限解除決定通知書（別添6）
- ⑲ 接近禁止命令書（別添8）
- ⑳ 接近禁止命令取消書（別添9）
- ㉑ 児童虐待防止法第13条の4に規定された報告書
- ㉒ その他

(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。

- ① 相談受付台帳
- ② 受理会議録
- ③ 各部門業務日誌
- ④ 判定会議録
- ⑤ 援助方針会議録
- ⑥ 一時保護児童台帳
- ⑦ 観察会議録
- ⑧ 給食日誌
- ⑨ 児童措置台帳
- ⑩ 施設在籍児童台帳
- ⑪ 里親委託台帳
- ⑫ 療育手帳台帳

- ⑭ 未委託里親等台帳
- ⑮～⑲ (略)

第4節 統計

(1) (削除)

(1) 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)のほか、随時種々の角度から児童相談所の業務の実態を把握するため統計が行われることがあるが、これらの統計の基礎は、児童記録票、各種の台帳等によることが適当である。

(2) (略)

- ⑬ 児童相談所業務日誌
- ⑭ 未委託里親台帳
- ⑮ 子どもの所持物及び遺留物の保管台帳
- ⑯ 電話相談受付台帳
- ⑰ 重症心身障害児(者)名簿
- ⑱ 1歳6か月児、3歳児精密健康診査受診票綴
- ⑲ その他措置等の各段階における報告書等

第4節 統計

(1) 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)によって行うこととされている統計のうち、次の9種類の統計は児童相談所において集計する。

- ① 児童相談経路別児童受付(第43)
- ② 児童相談相談種類別児童受付(第44)
- ③ 児童相談相談種類別対応(第45)
- ④ 児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導(第46)
- ⑤ 一時保護児童(第47)
- ⑥ 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等(第48)
- ⑦ 児童相談所における養護相談の理由別対応件数(第49)
- ⑧ 里親数(第56)
- ⑨ 里親に委託されている児童(第57)

(2) このほか、随時種々の角度から児童相談所の業務の実態を把握するため統計が行われることがあるが、これらの統計の基礎は、児童記録票、各種の台帳等によることが適当である。

(3) 児童相談所の活動をより効果的なものとするためには、児童相談所業務の分析、相談事例の分析、関係機関、関連制度等の情報の集積が不可欠である。これらの業務の効率化のため、コンピューターの導入が望ましい。